

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

平成20年3月31日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	188,130,000
計	188,130,000

##### 【発行済株式】

種類	発行済株式数(株)		上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
	事業年度末現在 (平成20年3月31日)	提出日現在 (平成20年6月23日)		
普通株式	44,870,000	44,870,000	東京証券取引所市場第一部 ニューヨーク証券取引所 ロンドン証券取引所	—
計	44,870,000	44,870,000	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数		資本金		資本準備金	
	増減数 (株)	残高 (株)	増減額 (百万円)	残高 (百万円)	増減額 (百万円)	残高 (百万円)
平成17年3月31日	△1,480,000	48,700,000	—	949,679	—	292,385
平成18年3月31日	△1,890,000	46,810,000	—	949,679	—	292,385
平成19年3月30日	△930,000	45,880,000	—	949,679	—	292,385
平成20年3月31日	△1,010,000	44,870,000	—	949,679	—	292,385

(注) 発行済株式総数の減少は自己株式の消却によるものであります。

## (5) 【所有者別状況】

平成20年3月31日現在

区分	株式の状況							端株の 状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	15	288	81	2,476	809	164	336,684	340,517	—
所有株式数 (株)	1,082	5,004,181	297,812	28,169,881	6,243,610	1,262	5,152,167	44,869,995	5
所有株式数 の割合(%)	0.00	11.15	0.67	62.78	13.92	0.00	11.48	100	—

- (注) 1 「その他の法人」の「所有株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1,221株含まれております。
- 2 自己株式2,242,072.85株は、「個人その他」の欄に2,242,072株、「端株の状況」の欄に0.85株含まれております。
- 3 端株のみを有する端株主数は、3人であります。

## (6) 【大株主の状況】

平成20年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本電信電話株式会社	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	27,640,000	61.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	1,223,754	2.73
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	1,218,530	2.72
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー505103 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	321,120	0.72
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	アメリカ・ニューヨーク (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号 決算事業部)	314,377	0.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	221,195	0.49
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	212,583	0.47
資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 (晴海アイランドトリトンスクエアオフィス タワーZ棟)	200,140	0.45
ジェーピーモルガンチェースバンク 380055 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行兜町証券決済業務室)	アメリカ・ニューヨーク (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	192,347	0.43
メロンバンクエヌエーアズエージェン トフォーイックライアントメロン オムニバスユーエスペンション (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	アメリカ・ボストン (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	191,174	0.43
計	—	31,735,220	70.73

- (注) 1 当社の自己株式(所有株式数2,242,072.85株、発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.00%)は、上記の表に含めておりません。
- 2 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、同(信託口4)及び資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の所有株式は、全て各社が信託業務(証券投資信託等)の信託を受けている株式であります。なお、それらの内訳は、投資信託設定分1,073,607株、年金信託設定分810,184株、その他信託分979,828株であります。
- 3 ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー、同505103、ジェーピーモルガンチェースバンク380055及びメロンバンクエヌエーアズエージェン  
トフォーイックライアントメロンオムニバスユーエスペンションは、主に欧米の機関投資家の所有する株式の保管管理業務を行うとともに、当該機関投資家の株式名義人となっております。
- 4 ヒーローアンドカンパニーは、ADR(米国預託証券)の受託機関であるザバンクオブニューヨークの株式名義人です。

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,242,072	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 42,627,923	42,627,923	—
端株	普通株式 5	—	—
発行済株式総数	普通株式 44,870,000	—	—
総株主の議決権	—	42,627,923	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式1,221株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1,221個が含まれております。

## 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名又は名称等		所有株式数			発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
氏名又は名称	住所	自己名義(株)	他人名義(株)	合計(株)	
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町二丁目11番1号	2,242,072	—	2,242,072	5.00
計	—	2,242,072	—	2,242,072	5.00

## (8) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

- 【株式の種類等】
- ・「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下、「整備法」）第81条及び旧商法第210条第1項の規定並びに「会社法」第155条第3号の規定に基づく定時株主総会決議による普通株式の取得
  - ・「整備法」第86条第1項及び旧商法第220条ノ6の規定に基づく端株の買取請求による普通株式の取得

### (1) 【株主総会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成18年6月20日)での決議状況 (取得期間 平成18年6月20日開催の定時株主総会 終結の時から平成19年6月19日開催の定時株主総 会終結の時まで)	1,400,000	250,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	597,266	107,224,280,000
当事業年度における取得自己株式	350,379	72,997,437,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	452,355	69,778,283,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	32.3	27.9
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	32.3	27.9

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成19年6月19日)での決議状況 (取得期間 平成19年6月19日開催の定時株主総会 終結の日の翌日から1年以内)	1,000,000	200,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	615,287	99,996,094,000
残存授權株式の総数及び価額の総額	384,713	100,003,906,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	38.5	50.0
当期間における取得自己株式	311,322	49,997,265,000
提出日現在の未行使割合(%)	7.3	25.0

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
株主総会(平成20年6月20日)での決議状況 (取得期間 平成20年6月20日開催の定時株主総会 終結の日の翌日から1年以内)	900,000	150,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存授權株式の総数及び価額の総額	900,000	150,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	0	0
提出日現在の未行使割合(%)	100	100

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	51.05	8,788,690
当期間における取得自己株式	1.60	247,000

(注) 当期間における取得自己株式には平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの端株の買取りによる株式数は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	1,010,000	187,387,320,000	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他( — )	—	—	—	—
保有自己株式数	2,242,072.85	—	2,553,396.45	—

(注) 当期間における保有自己株式には平成20年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの端株の買取りによる株式数は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、財務体質の強化や内部留保の確保に努めつつ、連結業績及び連結配当性向にも配慮し、安定的な配当の継続に努めてまいります。また、当社は会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めており、毎事業年度における剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回行うこととしております。なお、これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、1株当たり4,800円（うち中間配当2,400円、期末配当2,400円）の普通配当を実施することといたしました。

内部留保資金につきましては、市場の急速な動きに対応した積極的な研究開発や設備投資、その他の投資に充当し、新技術の導入、新サービスの提供及び新たなビジネス・パートナーとの提携による事業領域の拡大等により企業価値の向上に努めてまいります。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成19年10月26日 取締役会決議	103,355	2,400
平成20年6月20日 定時株主総会決議	102,307	2,400

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期
決算年月	平成16年3月	平成17年3月	平成18年3月	平成19年3月	平成20年3月
最高(円)	320,000	243,000	216,000	229,000	224,000
最低(円)	209,000	171,000	159,000	162,000	148,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

#### (2) 【最近6ヵ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成19年10月	11月	12月	平成20年1月	2月	3月
最高(円)	167,000	183,000	191,000	189,000	178,000	162,000
最低(円)	149,000	160,000	174,000	151,000	150,000	148,000

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

## 5 【役員状況】

役名	職名		氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
	平成20年 6月23日	平成20年 7月1日予定					
代表取締役 社長			山田 隆持	昭和23年 5月5日生	昭和48年4月 平成13年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成19年6月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 西日本電信電話株式会社 取締役 設備部長 同社 常務取締役 ソリューション営業本部長 日本電信電話株式会社 代表取締役副社長 当社 代表取締役副社長 法人営業本部長 当社 代表取締役社長 (現在に至る)	※1	143
代表取締役 副社長	プロダクト& サービス本部長 情報システム 部、知的財産 部、資材部担 当	マルチメディア サービス、 技術担当	辻村 清行	昭和25年 1月11日生	昭和50年4月 平成13年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 当社 取締役 国際ビジネス部長 当社 取締役 経営企画部長 当社 常務取締役 経営企画部長 当社 取締役常務執行役員 プロダクト& サービス本部長 当社 代表取締役副社長 プロダクト& サービス本部長 (現在に至る)	※1	146
代表取締役 副社長	国際事業本部長 広報部、法務 部、総務部、 人事育成部、 監査部、I R 部担当	国際、コーポ レート担当	鈴木 正俊	昭和26年 10月30日生	昭和50年4月 平成14年7月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 東日本電信電話株式会社 宮城支店長 当社 取締役 広報部長 当社 執行役員 広報部長 当社 取締役常務執行役員 人事育成部長 当社 代表取締役副社長 国際事業本部長 (現在に至る)	※1	61
代表取締役 副社長	情報セキュリ ティ部、社会 環境推進部、 支店担当	C S R、支店 (関東甲信 越) 担当	松井 浩	昭和21年 8月6日生	昭和44年7月 平成14年1月 平成15年1月 平成17年8月 平成19年9月 平成20年6月 郵政省入省 総務省 郵政事業庁長官 同省 総務審議官 財団法人 郵便貯金振興会理事長 当社 顧問 当社 代表取締役副社長 (現在に至る)	※1	16
取締役 常務執行 役員	ネットワーク 本部長	ネットワーク 担当	二木 治成	昭和26年 11月23日生	昭和51年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 日本電信電話公社入社 当社 取締役 ネットワーク企画部長 当社 取締役 人事育成部長 当社 取締役執行役員 人事育成部長 当社 取締役常務執行役員 人事育成部長 当社 取締役常務執行役員 ネットワーク 本部長 (現在に至る)	※1	67
取締役 常務執行 役員	営業本部長	コンシューマ 営業担当	熊谷 文也	昭和27年 10月13日生	昭和50年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 日本電信電話公社入社 当社 販売部長 当社 取締役 販売部長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ東海 常務取締役 営業本部長 当社 取締役執行役員 営業本部長 当社 取締役常務執行役員 営業本部長 (現在に至る)	※1	70
取締役 常務執行 役員	財務部長、 関連企業部担 当	財務部長、 グループ事業 推進部担当	坪内 和人	昭和27年 5月2日生	昭和51年4月 平成11年7月 平成12年12月 平成16年6月 平成18年6月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 日本電信電話株式会社 第四部門担当部長 西日本電信電話株式会社 金沢支店長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 取締役 財務部長 当社 取締役執行役員 財務部長 当社 取締役常務執行役員 財務部長 (現在に至る)	※1	42

役名	職名		氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
	平成20年 6月23日	平成20年 7月1日予定					
取締役 常務執行 役員	経営企画部長	経営企画部長	加藤 薫	昭和26年 5月20日生	昭和52年4月 平成14年8月 平成17年6月 平成17年7月 平成19年6月 平成19年7月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 取締役 経営企画部長 当社 特別参与 三井住友カード株式会社 代表取締役兼専 務執行役員 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ関西 常務取締役 同社 常務取締役 経営企画部長 当社 取締役常務執行役員 経営企画部長 (現在に至る)	※1	28
取締役 常務執行 役員	研究開発本部長	研究開発センター所長	小森 光修	昭和27年 9月18日生	昭和52年4月 平成12年7月 平成14年7月 平成17年6月 平成19年7月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 東日本電信電話株式会社 長野支店長 日本電信電話株式会社 第五部門担当部長 当社 執行役員 コアネットワーク部長 当社 執行役員 神奈川支店長 当社 取締役常務執行役員 研究開発本部長 (現在に至る)	※1	45
取締役 執行役員	人事育成部長	人事部長	田中 隆	昭和30年 6月2日生	昭和54年4月 平成13年4月 平成13年7月 平成15年6月 平成19年6月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 経営企画部長 当社 人事育成部担当部長 当社 関連企業部長 当社 取締役執行役員 総務部長 当社 取締役執行役員 人事育成部長 (現在に至る)	※1	38
取締役 執行役員	総務部長	総務部長、社 会環境推進部 長兼務	中村 克央	昭和28年 3月2日生	昭和52年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 当社 渋谷支店長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道 取締役 営業本部長 同社 代表取締役 経営企画部長 営業本 部長兼務 当社 執行役員 業務改革担当 当社 取締役執行役員 総務部長 (現在に至る)	※1	31
取締役	相談役	相談役	中村 維夫	昭和19年 11月11日生	昭和44年7月 平成10年6月 平成11年1月 平成11年6月 平成13年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成19年8月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 当社 取締役 経理部長 当社 取締役 財務部長 当社 常務取締役 財務部長 当社 常務取締役 MM事業本部長 当社 代表取締役副社長 営業本部長 当社 代表取締役社長 当社 代表取締役社長 コーポレートプラ ンディング本部長 当社 取締役 相談役 (現在に至る)	※1	200
取締役			辻上 広志	昭和33年 9月8日生	昭和58年4月 平成11年7月 平成12年10月 平成15年7月 平成19年7月 平成20年2月 平成20年6月 日本電信電話公社入社 日本電信電話株式会社 第一部門担当課長 同社 第一部門担当部長 西日本電信電話株式会社 経営企画部担当 部長 日本電信電話株式会社 経営企画部門担当 部長 (現在に至る) NTTインベストメント・パートナーズ株 式会社 取締役 (現在に至る) 当社 取締役 (現在に至る)	※1	10

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
常勤監査役		今井 晴夫	昭和20年2月5日生	昭和43年4月 平成12年6月 平成12年11月 平成13年3月 平成13年3月 平成19年6月	日本電信電話公社入社 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションウ ェア株式会社 常務取締役 顧客料金系シ ステム事業部長 ドコモ営業本部長兼務 エヌ・ティ・ティ・コムウェア株式会社 常務取締役 IT商品本部長 ドコモ営業 本部長兼務 同社 常務取締役 エヌ・ティ・ティ・コムウェア・ビルング ソリューション株式会社 代表取締役社長 当社 常勤監査役 (現在に至る)	※2	36
常勤監査役		青木 憲一	昭和21年10月9日生	昭和45年5月 平成10年6月 平成11年1月 平成12年6月 平成14年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成20年6月	日本電信電話公社入社 当社 取締役 総務部長 当社 取締役 関連企業部長 当社 取締役 千葉支店長 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国 代表取締役副社長 MM事業本部長 ドコモ・サポート株式会社 代表取締役常 務 経営企画部長 同社 代表取締役社長 当社 常勤監査役 (現在に至る)	※3	32
常勤監査役		玉利 俊一	昭和24年1月10日生	昭和46年4月 平成13年6月 平成14年6月 平成16年1月 平成16年6月 平成17年6月 平成20年6月	日本電信電話公社入社 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ北陸 代表取締役常務 経営企画部長 当社 取締役 サービスオペレーション部 長 当社 取締役 サービス品質部長 当社 常務取締役 千葉支店長 ドコモエンジニアリング株式会社 代表取 締役社長 当社 常勤監査役 (現在に至る)	※4	48
常勤監査役		吉澤 恭一	昭和25年4月12日生	昭和44年4月 平成12年8月 平成14年7月 平成16年8月 平成18年9月 平成19年6月	日本電信電話公社入社 エヌ・ティ・ティ労働組合 東日本本部 事務局長 同 東日本本部 執行委員長 同 中央本部 事務局長 株式会社エヌ・ティ・ティ・トラベルサー ビス 顧問 当社 常勤監査役 (現在に至る)	※2	30
監査役		若杉 敬明	昭和18年3月11日生	昭和60年6月 平成2年9月 平成15年4月 平成16年4月 平成16年6月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月	東京大学 経済学部教授 ミンガン大学ロス・ビジネススクールミツ イライフ金融研究所 理事 (現在に至る) 日本コーポレート・ガバナンス研究所 理 事長・所長 (現在に至る) 東京経済大学 経営学部教授 (現在に至る) 東京大学 名誉教授 (現在に至る) 株式会社リコー 取締役 (現在に至る) ジェイ エフ イー ホールディングス株式 会社 監査役 (現在に至る) 当社 監査役 (現在に至る)	※2	33
計							1,076

- ※ 1 任期は、平成20年6月20日開催の第17回定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- ※ 2 任期は、平成19年6月19日開催の第16回定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- ※ 3 任期は、平成20年6月20日開催の第17回定時株主総会における選任後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- ※ 4 任期は、平成20年6月20日開催の第17回定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

- (注) 1 辻上 広志氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 2 監査役のうち今井 晴夫氏、吉澤 恭一氏、若杉 敬明氏の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 3 辻村 清行氏、田中 隆氏、吉澤 恭一氏の氏名に関しては、「開示用電子情報処理組織等による流通開示手続ガイドライン」(金融庁総務企画局)の規定により使用可能とされている文字以外を含んでいるため、電子開示システム(EDINET)上使用できる文字で代用しております。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

### ※ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「新しいコミュニケーション文化の世界を創造する」という企業理念のもと、「FOMA」サービスの普及拡大を基本にコアビジネスの充実強化を図るとともに、お客様の生活やビジネスに役立つサービスの提供を通じてモバイルマルチメディアを推進していくことで、活力ある豊かな社会の実現に貢献し、株主の皆様やお客様から高い信頼と評価を得られるよう、企業価値の最大化を図ることを経営の基本方針としております。

当社では、継続的に企業価値を高めるためにはコーポレート・ガバナンスを有効に機能させることが肝要であると認識し、東京証券取引所の「上場会社コーポレート・ガバナンス原則」に依拠したコーポレート・ガバナンスの充実を重要な経営課題の一つと考え取り組んでおります。

幅広いお客様に電気通信サービスを提供することを主たる事業とする当社においては、お客様の視点に立った経営を推進するために、取締役が経営の重要事項の決定に関与するべきであり、また、業務執行者が互いに連携して業務を遂行する一方で健全かつ効率的な業務執行を行うためには、業務執行者を兼務する取締役による相互監視と社外監査役を含む監査役による経営の監査を行う体制が望ましいとの考えから、監査役制度を採用しております。

また当社では、業務執行機能の更なる強化と経営監督機能の一層の充実を図ることを目的として、執行役員制度を導入し、あわせて、取締役会の業務執行権限の一部を代表取締役及び執行役員等へと委譲しております。これらにより、責任ある執行役員等による機動的な業務執行を可能としております。また、取締役の半数以上が執行役員を兼務することにより、業務執行における取締役相互の監視機能を有効に働かせ、経営監督機能の充実を図っております。

#### (1) 会社の機関の内容

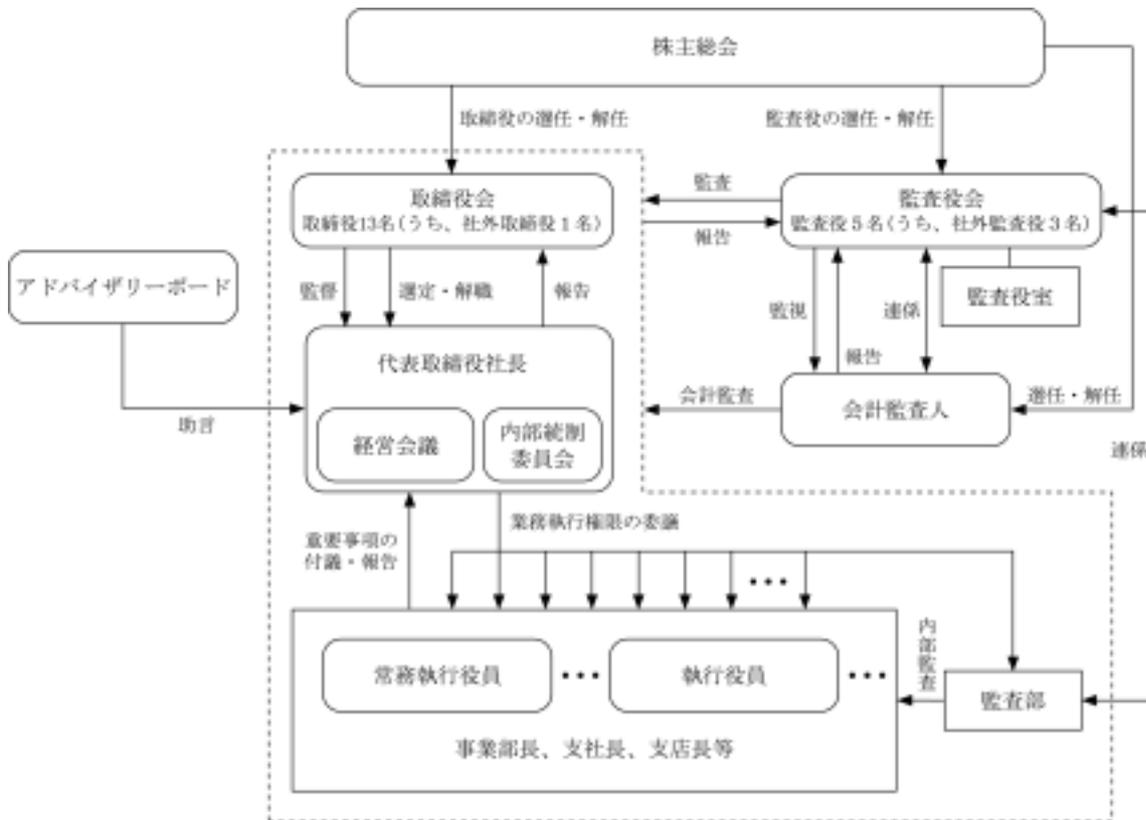
取締役会は、社外取締役1名を含む計13名の取締役で構成され、原則毎月1回の定期開催と必要に応じた臨時開催により、経営に関する重要事項について意思決定を行うほか、業務執行者を兼務する取締役からその執行状況の報告を随時受け、経営の監督を行っております。

監査役会は、社外監査役3名を含む計5名の監査役で構成され、原則毎月1回開催し、監査の方針・計画・方法その他監査に関する重要な事項についての意思決定を行うほか、各監査役から監査実施状況の報告を随時受けております。

また、代表取締役、取締役常務執行役員及び常勤監査役等で構成される経営会議を設置し、原則毎週定例日の開催と必要に応じた臨時開催により、業務執行に関する重要事項について代表取締役社長による機動的で迅速な意思決定を可能としております。

さらに、各界の有識者により構成される「アドバイザリーボード」（平成11年2月に創設、平成19年7月から第5期実施、原則隔月開催）を設置するとともに、海外においてもグローバルな視点でのアドバイスをいただく場として「米国アドバイザリーボード」（平成12年12月に創設、平成19年4月から第4期実施、原則年2回開催）を設置し、当社が抱える経営課題等に関するボードメンバーからの客観的な意見・提案を事業運営に反映させております。なお、多種多様なアドバイスをいただくため、ボードメンバーは財界、大学教授、評論家、ジャーナリスト等の幅広い分野からお招きしております。

当社の業務執行、経営の監視等の仕組みを図で示すと次のとおりであります。



(2) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

(3) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

(4) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

自己の株式の取得

当社は、機動的に自己の株式の取得を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。

中間配当

当社は、株主の皆様への利益還元の機会を充実させるため、取締役会の決議によって、中間配当をすることができる旨定款に定めております。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

(5) 株主総会特別決議要件の変更の内容

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(6) 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備についての取締役会決議の内容の概要は、次のとおりであります。

内部統制システムの整備に関する基本的考え方

- ・当社は、内部統制システムの整備にあたり、法令順守、損失の危険管理及び適正かつ効率的な事業運営を目的として、規程類、組織・体制の整備、実行計画の策定及び監視活動等の各種対策を講じる。
- ・内部統制システムをより有効に機能させるための総括機関として内部統制委員会を設置し、全社横断的な視点から内部統制システムの整備を図るとともに、その有効性を評価したうえで、必要な改善を実施する。
- ・米国企業改革法及び金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保についても適切な取り組みを実施する。
- ・取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を決議し、内部統制システムの整備状況について定期的に報告を受け、当社の内部統制システムの監督及び監視を実施する。
- ・代表取締役社長は、業務執行の最高責任者として、取締役会が決定した基本方針に基づく内部統制システムの整備を総理する。

内部統制システムに関する体制の整備

- ・取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
『NTTドコモグループ倫理方針』及びコンプライアンスに関する規程を整備し、倫理法令順守に必要な体制を構築する。財務諸表の作成にあたっては、財務担当役員、監査役及び会計監査人の間で、主要な会計方針等の事前協議を行い、財務諸表をはじめとした証券関係法令等に基づく企業情報の開示については、社内規程に基づく必要な社内手続を経たうえで、取締役会等で決定する。内部監査部門は、法令・社内規程等への適合性について、会社業務全般を対象に監査を行う。
- ・取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
文書又は管理情報の保存及び管理の方法を定めた規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を記録し、保存する。
- ・損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
リスク管理に関する規程に従い、リスク管理を統括する組織の長が各組織責任者の担当業務に係るリスクを定期的に取りまとめ、取締役及び執行役員等で構成する内部統制委員会において、全社横断的な管理を要するリスクの特定及び管理方針を決定する。また、特定したリスクについては常設の会議体等においてその状況等を管理し、リスクの現実化に対する適切な未然防止と発生時の迅速な対処を可能とする。

- ・取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規程に基づく意思決定ルール及び職務権限の整備並びに取締役会による中期経営方針及び事業計画の策定のほか、取締役及び執行役員等で構成する会議体の設置等により、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ・当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社のグループ会社管理の基本的な事項に関する規程に基づき、業務上の重要事項について、グループ会社は当社に協議又は報告を行う。主な子会社に設置する企業倫理担当役員は、経営幹部に関わる問題事態を当社に適時に報告し、当社は必要な指導等を行う。親会社との非通例的な取引については、法務部門の審査及び監査役の監査を行う。また、内部監査部門の監査は子会社を監査の対象とし、必要により対象会社の内部監査結果の把握・評価等を行う。

- ・監査役の職務を補助すべき使用人及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務執行を補助する専任の組織として監査役室を設置し、専従の使用人を配置する。また、その使用人の人事異動、評価等について、監査役会に事前に説明し、その意見を尊重し、対処する。

- ・取締役及び使用人等が監査役に報告をするための体制

取締役、執行役員及び使用人は、法令及び規程に定められた事項のほか、監査役の職務の遂行に必要なものとして求められた事項について、速やかに監査役又は監査役会に報告を行う。

- ・その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役会の間で定期的に会合を行うほか、監査役の職務執行のために必要な監査環境を整備する。また、内部監査部門は、監査役の監査との調整を図り、連携して監査を行う。

#### (7) 監査役監査及び内部監査の状況

監査体制については、監査役5名と充実した体制をとっております。各監査役は、監査役会で決定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会等重要な会議に出席するほか取締役等からの報告聴取、重要な決裁書類等の閲覧、本社及び主要な事業所ならびに子会社の現地調査等により取締役の業務執行状況の監査を適宜実施しております。また、子会社の監査役との意思疎通及び情報の交換等によりその体制を強化し、監査の実効性を確保しております。

内部監査機能としては、監査部が25名の体制により他の業務執行から独立した立場で、本社各室部及び支店等における業務遂行が会社の定める経営方針・計画及び各種法令・規程等に準拠しているか、またこれらの業務が効果的かつ効率的に行われているか等をCOSO (the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission) フレームワークに基づき評価し、業務改善に結び付ける内部監査を行っております。当社グループにおけるリスクの高い事項については統一の監査項目としてグループ各社で監査を行っており、またグループ会社の監査品質向上を目的として監査品質レビューを実施しております。あわせて、米国企業改革法への対応のため、「開示統制の有効性評価」及び「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を実施するとともに、「会社法に基づく内部統制の有効性評価」を実施しております。

監査役は、会計監査人より監査計画の報告、四半期決算毎に主要な会計方針の変更の有無等に関する事前協議及びその監査結果の報告を受けるほか、会計監査人監査への立会を実施するなど、適宜意見交換を行い関係の強化に努めるとともに、会計監査人の監査の品質体制についても、説明を受け確認しております。また、監査役は監査部から内部監査計画及びその結果について報告を受けるほか、原則毎月1回の定例会合を実施し、内部監査実施状況について意見交換を行うなど、相互関係を図っております。

#### (8) 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は佐藤正典、天野秀樹、寺澤豊であり、あずさ監査法人に所属しております。当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士8名、会計士補等10名、その他12名であります。

#### (9) 社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役1名は親会社であるNTTの従業員であります。また、社外監査役3名のうち2名はNTTグループ会社の出身であり、1名は当社及びNTTグループ会社の出身でない大学教授を選任しております。NTTグループ会社との取引については連結財務諸表注記14をご参照ください。

#### (10) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

## (11) 役員報酬の内容

### 方針

取締役の報酬等に関する事項については、取締役会にて決定しております。

取締役（社外取締役を除く）については、月額報酬と賞与から構成しております。月額報酬は、役位ごとの役割の大きさや責任範囲等に基づき、支給することとしております。賞与は、当期の会社業績等を勘案し支給することとしております。また、中長期の業績を反映させる観点から、月額報酬の一定額以上を抛出し役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしております。

監査役については、監査役の協議にて決定しており、高い独立性の確保の観点から、月額報酬のみを支給することとしております。

### 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	人数	報酬等の総額
取締役	11名	430百万円
監査役	5名	112百万円
合計	16名	542百万円

- (注) 1 取締役及び監査役の報酬額については、平成18年6月20日開催の第15回定時株主総会において、取締役の報酬額を年額6億円以内、監査役の報酬額を年額1億5千万円以内と決議いただいております。  
2 取締役の報酬等の総額には、当事業年度に係る役員賞与1億5百万円が含まれております。  
3 社外役員の報酬等の総額は以下のとおりであります。

	人数	報酬等の総額
社外役員の報酬等の総額	3名	52百万円

- 4 平成19年6月19日開催の第16回定時株主総会終結の日の翌日以降に在任していた役員に係る報酬等の総額を記載しております。

## (12) 監査報酬の内容

当社及び子会社があずさ監査法人及びその関連法人と締結した監査契約に基づく監査報酬は838百万円であり、あずさ監査法人及びその関連法人以外の監査法人への監査報酬は25百万円であります。また、あずさ監査法人及びその関連法人に対する上記以外の報酬は、税務報酬48百万円であります。

監査契約に基づく監査報酬の内容は、当社及び子会社の財務諸表の監査等であります。また、税務報酬については税務申告書の作成及び税務コンサルティング等であります。